

第 2 3 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日 (金) 午後 2 時 0 0 分より
於：島原市有明総合文化会館 2 階 多目的ホール 1

第 2 3 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 3 1 年 4 月 2 6 日 (金) 1 4 時 0 0 分
2. 閉会時間 平成 3 1 年 4 月 2 6 日 (金) 1 4 時 4 2 分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2 階 多目的ホール 1
4. 出席委員者の数 1 6 名
5. 欠席委員者の数 2 名
6. 出席推進委員の数 4 名
7. 報告事項
 - 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定 (合意解約) による通知書について
 - 報告第 2 号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可申請について
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について
 - 第 5 号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画 (案) について

午後2時00分開始

議長

皆さんこんにちは、第23回島原市農業委員会の総会に入ります前に、4月の人事異動で事務局職員の異動がありましたので、自己紹介をさせます。

職員自己紹介

議長

改めまして、只今より、第23回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・・・・委員、・・・番・・・・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・・・・委員、・・・番・・・・・・を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページから3ページに記載のとおりで、7件 22筆 15,683平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は4ページに記載のとおりで、3件 7筆 6,257平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑 1筆 356平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、26,658平方メートルで、農機具は、トラクター3台、API2台、耕運機1台、乾燥機7台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で、38年の農作業歴があります。

父と妻と子の4人で農業を営んでおり、タバコ・キャベツ・大根を作付し、通作距離は自宅から約1.5キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑 1筆 208平方メートルを・・・で贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、24,447平方メートルで、農機具は、トラクター3台、耕運機5台、トラック3台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で46年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、申請地も含め、白菜、人参、生姜、トウモロコシを作付している状況で、問題なしと見ております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。
3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑 2筆 1, 247平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、18,040平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、動噴1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。
3番の譲受人は、兼業農家で、24年の農作業暦があります。

夫と子の3人で農業を営んでおり、人参・大根・レタスを作付し、通作距離は自宅から徒歩3分ということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について説明します。
4番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

田 4筆 427平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、18,732.04平方メートルで、農機具は、トラクター1台、トラック3台、耕運機1台、動噴1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について報告します。
4番の譲受人は、農家で、40年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営んでおり、人参・水稻を作付し、通作距離は自宅から徒歩10分ということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について説明します。
5番の譲渡人は、……の……さん、譲受人は、……の……さんです。

畑 4筆 1,697.12平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、15,560.12平方メートルで、農機具は、トラクター2台、田植機1

台、コンバイン1台、ユンボ1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の譲受人は、農家で、17年の農作業暦があります。

両親と妻の4人で農業を営んでおり、苺・水稻を作付し、通作距離は自宅から約180メートルと
いうことで、問題なしと見て参りました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の5番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可
申請の5番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について説明します。

1番の申請人は. . . の.さんで、申請地416平方メートルに鉄骨造平屋建住宅を建築
したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ……

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は…の一角にあり、北側は農地、東側は農地、南側は申請人所有の農地、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜桝を經由して、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して、申請人所有の農地に埋設した放流管により、雨水とともに水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。 ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の使用貸人は…の…さん、使用借人は…の…さんで、申請地287平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は……の一角にあり、北側及び西側は使用貸人所有の農地、東側は道路、南側は宅地となっております。

切土造成し擁壁を設け、雨水は自然流下で道路側溝へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は……の……さん、同じく……の……さん、……の……さん、譲受人は……の……さんで、申請地353平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。……

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は……の一角にあり、北側は河川、東側は道路、南側は譲渡人所有の農地、西側は農地となっております。

盛土造成しコンクリートブロックを設け、雨水は溜桝を經由して敷地内に設けた側溝から河川へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して埋設した放流管により河川へ放流となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんで、申請地301平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は雑種地、南側は譲渡人所有の農地、西側は道路となっております。

盛土造成し擁壁を設け、雨水は溜桝を経由して水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について説明します。

4番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんで、申請地338平方メートルを譲り受け、農業用倉庫を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は譲渡人所有の宅地、南側及び西側は農地となっております。

擁壁を設け、現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地178平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の用途未指定区域、及び農業振興地域内の農用地外で、・・・から300メートル以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は・・・の一角にあり、北側は譲渡人所有の農地、東側は道路及び譲渡人所有の宅地、南側は転用許可済みの農地、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について説明します。

6番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さん及び・・・さんで、申請地423平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。

6番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は道路を挟み宅地、南側及び西側は農地となっております。

切土造成し擁壁を設け、雨水は自然流下で道路側溝へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番について説明します。

7番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地324平方メートルを譲り受け、駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で、・・・から300メートル以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番について報告します。

7番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地及び水路を挟み境内地、東側は宅地、南側及び西側は農地となっております。

切土造成し擁壁を設け、雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の7番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程しま

す。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集10ページから12ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 5件 9筆 7,322.00㎡

耕作権の再設定 7件 18筆 15,727.00㎡

合計 12件 27筆 23,049.00㎡です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集13ページに記載のとおりで、2件 3筆 2,021.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

次に、第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、3筆 3,367平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の14ページをご覧ください。

1番から3番の農地の受け手は・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は、50,243平

方メートル、農機具はトラクター3台、トラック3台、人参収穫機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4名で、主に野菜を作付されており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

以上で、第23回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第23回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時42分